

氏名(本籍)	堀内 かおる (大阪府)
学 位	博 士 (学術)
学位記番号	博甲第3号
学位授与年月日	平成5年3月9日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
論文題目	家庭科教育の観点による生活時間配分と家事労働参加に関する研究 ——東京都世田谷区在住児童・生徒と保護者を中心として——
論文審査委員	(主査) 教授 岩 脇 三 良 教授 福 場 博 保 教授 内須川 洸 教授 新 田 健 一 教授 平 井 聖 お茶の水女子大学教授 春 日 喬

論文内容の要旨

わが国の家庭科教育の歴史をたどると、家庭科は性別役割分業と密接に関わりながら今日に至っている。1975年の国際婦人年以降の国際的な動向と、1985年の女子差別撤廃条約批准を契機に、わが国の家庭科教育は大きな転換期を迎えた。今日、家庭科は、男女がともに学ぶ教科として位置づけられ、その学習内容が検討されており、教科理論に基づく系統的な教材の開発は、家庭科教育にとって急務である。しかし、子どもの家事労働参加の機会の減少や、家事労働に関する性別役割分業観の存在は、家庭科の学習を困難にしている。

本研究は、家庭科を固定的な性別役割分業観を解消するための男女平等教育としての役割を担う教科ととらえ、家庭科教育と密接な関連を持つ、具体的な生活事象である家事労働への子どもの参加に着目し、その教育的な意義を「自立」の概念を手がかりにして理論化したものである。

子どもの家事労働参加に関する研究は、子どもの「自立」との関連で、家庭化教育の領域で若干の先行研究があるほかは、わが国ではあまり行われていない。数少ない先行研究で指摘されている家事労働と「自立」の関連については、「自立」の概念規定が明確にされていないために、子どもの行う家事労働の意義が十分に理論化されていなかった。

したがって、本研究では、家庭における子どもの家事労働への参加に着目し、その実態を生活時間の側面から実証的に明らかにした。さらに、子どもの家事労働参加に影響を及ぼす父母の家事労働分担の現状と家庭教育の実態を分析するとともに、子どもの家事労働参加が子どもの「自立」の達成に関与する可能性について検討した。

本論文は、「第I部、理論編(第1章～第3章)」、「第II部、調査編(第4章～第7章)」、「第III部、総括(第8章)」から構成されている。

第1章では、子どもの家事労働参加に関する内外の先行研究をフォローするとともに、本研究にお

ける用語の定義を行い、本研究の分析の視点を示した。

第2章では、本研究の背景となる国連を中心とする国際的な動向として、国際婦人年の影響、「児童の権利条約」に関する諸見解、1994年に予定されている国際家族年に関する文書を取り上げ、各々における子どもの家事労働参加の位置づけを検討した。

第3章では、本研究の方法が述べられた。「理論編」、「調査編」の本研究全体における位置づけと、同じく全体にわたる方法について詳述した。

第4章では、児童・生徒の家事労働参加の実態を把握することを目的として行われた、生活時間調査結果が述べられた。調査から、中学生になると顕在化する生活時間における男女差と、家事労働参加の女子への偏りが実証された。

第5章では、共同研究として行われた、子どもの親世代にあたる夫妻を対象とした生活時間調査結果から、夫妻の家事労働分担の現状ならびに夫の家事労働参加に関する分析が行われた。妻の職の有無・勤務形態に関わらず、家事労働分担は妻に集中している現状が明示された。

第6章では、児童・生徒とその保護者を対象として実施された意識調査により、児童・生徒の家事労働観が明らかにされ、家庭における保護者の家事労働に関する家庭教育の実態と意識が考察された。その結果、子どもの家事労働参加に関する家庭教育の欠落が示され、子どもの家事労働に対する認識と実態の乖離が明らかにされた。

第7章では、家事労働参加経験の乏しいまま成人に達することが予想される女子大学生に対して、現在の家事労働観ならびに「自立」概念をとらえることを目的とした自由記述の分析と面接の結果が述べられた。女子大学生は、家事労働を「母の手伝い」ととらえており、自己生活管理としての家事労働の側面は十分に認識されていなかった。また、女子大学生のとらえる「自立」概念は、女子大学生の家事労働への現在の関わり方を示唆していた。

第8章は本研究の結論であり、第I部、第II部で得られた結果をもとに、家庭科教育と家事労働、ならびに「自立」の関連を示した。

以上の分析により、本研究は子どもを「生活の主体者」としてとらえ、家事労働を子どもの発達に寄与するものという教育的視点から再評価し、家事労働に対する新たな見解を示したものである。